

**鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則第15条
における知事が別に定めることについて**

- 1 「大規模集客施設に予定集客数があった場合において、当該交差点を信号機による管制に従って当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数」とは次とおりとする。

当該交差点の各時間帯における各流入方向毎の現況交通量に、大規模集客施設に予定集客数があった場合に新たに発生する各時間帯における各流入方向毎の交通量を加えることにより算定した交通量が、信号機の管制により1時間に通過できる自動車の台数とする。

- 2 「交通需要が飽和状態となった場合において、当該交差点を青色の灯火の信号により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数」とは次のとおりとする。

当該交差点の各流入方向で、各車線（直進車線、左折車線、右折車線）毎に以下に示す算定式で飽和交通流率の基本値に各補正率を乗じ、それを合計したものを1時間に通過できる自動車の台数とする。

<算定式>

各車線で1時間に通過できる自動車の台数 = 基本値(表1) × 幅員補正率(表2) × 縦断勾配補正率(表3) × 大型車混入補正率(表4)

(表1) 1車線あたりの飽和交通流率の基本値

車線の種類	基本値
直進車線	2,000
左折車線	1,800
右折車線	1,800

(表2) 車線幅員による補正率

車線幅員 (m)	補正率
2.5以上 3.0未満	0.95
3.0以上 3.5未満	1.00
ただし右折車線は2.75m以上あれば1.00とする。	

(表3) 縦断勾配による補正率

縦断勾配 (%)	補正率
-6	0.95
-5	0.96
-4	0.97
-3	0.98
-2	0.99
-1	1.00
0	1.00
+1	1.00
+2	0.95
+3	0.90
+4	0.85
+5	0.80
+6	0.75

(表4) 大型車混入による補正率

大型車混入率 (%)	補正率
0	1.00
5	0.97
10	0.93
15	0.90
20	0.88
25	0.85
30	0.83
35	0.80
40	0.78
45	0.76
50	0.74

なお、算定にあたっては社団法人交通工学研究会編集・発行「改定 平面交差の計画と設計」を参考にすのほか、交差点形状や道路構造等によりこの算定方法によりがたい場合は別途協議することとする。